

官報 号外

平成二十六年六月十三日

○ 第百八十六回 参議院会議録第三十一号（その一）

平成二十六年六月十三日（金曜日）

午前十時一分開議

○議事日程 第三十一号

平成二十六年六月十三日

午前十時開議

第一 投資の促進及び保護に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第二 投資の相互の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の協定について承認を求めるの件

（衆議院送付）

第三 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定について承認を求めるの件（衆議院送付）

第四 航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第五 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第六 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出 衆議院送付）

第七 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案（内閣提出 衆議院送付）

以上四件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長末松信介君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔末松信介君登壇 拍手〕

○末松信介君 ただいま議題となりました条約四件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、投資協定三件は、いずれも、投資家とそ

の所有、支配する投資財産に対し、内国民待遇及び最惠国待遇を原則として供与すること等を規定するものであります。

そのうち、サウジアラビアとの協定は、投資の許可後において、また、モザンビーク及びミャン

マーとの協定は、投資の許可段階及び許可後において、それぞれ内国民待遇及び最惠国待遇を供与することとしております。

あわせて、これらの協定は、公正衡平待遇義務、収用等の措置がとられた場合の補償措置、支払等の自由な移転、投資紛争の解決のための手続等について定めるものであります。

次に、日・ミャンマー航空協定改正議定書は、定期航空業務の運営のため、両締約国が指定できる自国の航空企業の数を現行の一から二以上に改めること等につき定めるとともに、あわせて、指定航空企業の就航路線を航空自由化の観点から拡大するものであります。

委員会におきましては、四件を一括して議題とし、投資協定の締結が我が国外交に与える影響、サウジアラビアとの投資協定において契約遵守義務に係る規定などを設けなかつた経緯と我が国進出企業の権利保護、ミャンマーとの投資協定にお

いて行政手続に係る規定を定めた趣旨、国家と投資家との紛争解決手続の概要とその運用の実績、ミャンマーとの航空路線への航空企業参入の見通しと安全性の確保、東南アジア諸国との航空自由化に向けた取組等について質疑が行われました

が、詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終え、まず、投資協定三件について討論に入りましたところ、日本共産党の井上委員より三件に反対する旨の意見が述べられ、次いで、採決の結果、三件はいずれも多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。

次に、日・ミャンマー航空協定改正議定書について採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山崎正昭君） これより採決をいたしました。

まず、投資の促進及び保護に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件、投資の相互の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とモザンビーク共和国政

府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件を一括して採決いたします。

三件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（山崎正昭君） 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。
正手続に關する法律の一項を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

投票総数

二百四十四
一百二十八
十二

賛成

反対

よつて、三件は承認することに決しました。
(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔小坂憲次君登壇 拍手〕

願いたいと存じます。

その内容自体 改憲案に対する国民投票に最低投票率の定めがなく、投票権者の僅か一割、二割

○議長(山崎正昭君) 次に、航空業務に關する日

本國政府とビルマ連邦政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件の採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

具体的には、国民投票の投票権年齢が現行法の本則において満十八歳以上とされているところ、この法律の施行後四年を経過するまでの間、満二十年以上とし、この法律の施行後速やかに年齢満十八年以上の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、必要な法制上の措置を講ずるものとするものであります。また、公務員が行う国民投票運動について、純粹な勧誘行為及び意見表明に限り行うことができるものとする等の措置を講じようとするものであります。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 本案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。仁比聰平君。

反対

賛成

二百四十
一百四十
〇

本則において満十八歳以上とされているところ、この法律の施行後四年を経過するまでの間、満二十年以上とし、この法律の施行後速やかに年齢満十八年以上の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、必要な法制上の措置を講ずるものとするものであります。また、公務員が行う国民投票運動について、純粹な勧誘行為及び意見表明に限り行うことができるものとする等の措置を講じようとするものであります。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

ほか、新藤総務大臣及び谷垣法務大臣の出席を求め、慎重に審査を行いました。その質疑におきましては、投票権年齢、選挙権年齢及び成年年齢の引下げの関係、純粋な国民投票運動の範囲、最低投票率の検討の必要性、政府の憲法解釈の変更と国民投票の関係等の問題が取り上げられました。また、二回にわたって参考人より意見聴取も行いましたが、これらの詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して仁比聰平幹事より反対、民主社会民主党・護憲連合を代表して福島みづほ委員より反対、みんなの党を代表して松田公太幹事より反対、みんなの党を代表して藤末健三委員より賛成、党・新緑風会を代表して藤末健三委員より賛成、討論を終局し、採決の結果、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第五 日本国憲法の改正手続に關する法律案(衆議院提出)を議題といたします。まず、憲法審査会会长の報告を求めます。憲法審査会会长小坂憲次君。

○議長(山崎正昭君) 日程第五 日本国憲法の改正手続に關する法律案(衆議院提出)を議題といたします。まず、憲法審査会会长の報告を求めます。憲法審査会会长小坂憲次君。

○議長(山崎正昭君) 本案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。仁比聰平君。

〔仁比聰平君登壇 拍手〕

○仁比聰平君 私は、日本共産党を代表して、改憲手続案に断固反対の討論を行います。安倍総理が、何が何でも集団的自衛権の行使を容認しようと、事もあるうか解釈改憲の閣議決定をあと僅か一週間の今会期中に迫るなどといふ立憲主義破壊の暴走に、国民的怒りは日を追つごとに広がっています。

法案は、第一に、現行法が義務付けたはずの選挙権年齢の十八歳への引下げを棚上げし、国民投票権年齢だけを確定するとしていますが、これ

は、七年前、当の発議者が、選挙権年齢を投票権年齢とともに引き下げることは国民投票の大前提、最低限の条件と繰り返した答弁にも真っ向から反するものです。

中でも重大なのは、国民投票権年齢と選挙権年齢の一一致を求める法律上のリンクを切り離し、選挙権年齢の十八歳への引下げについての法律上の期限をなくしてしまう点です。これでは、改憲案が発議されたとき、国民投票は行うのに、その改憲案を発議する国會議員は選べないことになる、それは不条理だという若者たちの声にどう答えるのですか。法的担保をなくせば、投票権年齢と選挙権年齢の不一致が長期間継続する事態も排除できません。

憲法審査会における幾人もの参考人から、憲法改正には政治的判断能力があるとされながら選挙権は認めないのは憲法十五条の参政権平等原則に反する、憲法九十六条に言う国民と十五条に言う国民は主権者として政治に参加する点で一致しており、両者の年齢は共に引き下げることが選挙権平等の当然の要請である、また両者の不一致は立法不作為であるなど、厳しい指摘がなされまし

た。

我が党の質問に対し、発議者自身が、不一致が長い間放置されれば憲法上の問題になり得ることを認めているのであります。憲法違反の蓋然性ある法案をそのまま通していくはずがないではありませんか。

改憲手続法の根本的欠陥という背理に更に背理を重ねて、とにかく動かせるようにしたと強弁しても、さらに罰則や組織による国民投票運動の規制を検討するとしていますが、それは公務員や教育者の運動を規制することによって、広く主権者国民の自由な意見表明や国民投票運動を抑え込み、取り返しの付かない萎縮的効果をもたらすものであつて、宿題を解くどころか、とんでもない逆行であります。七年前、国民投票運動は自由であるとして削除された、裁判官など特定公務員四職種への禁止規定の復活はその象徴です。

一般の公務員について、発議者は、純粹な国民投票運動は許されるが、政治的目的を伴つた行為は許されないとおっしゃりますが、その切り分けは極めて曖昧であり、憲法上許されない過度に広範な規制にほかなりません。

公務員法による政治的行為の禁止は、極めて限定された制限選挙です。いわゆる堀越事件最高裁判決は、公務員の政治活動は、公務員の職務遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められない限り自由であるとしています。公職選挙法で禁じられる地位利用も、職権行使そのもの、又は職権を濫用して行われる場合に限られていました。公務員法や公選法で何ら問題とされないことが、改憲案の是非をめぐつて世論が沸騰する中行われる憲法改正国民投票運動においては許されないなど、あり得ないではありませんか。

さらには、本改正案発議に当たって、七年前の審議で調査検討が強く求められてきた最低投票率制度を検討さえしていないなど、参議院附帯決議を一顧だにしていないことも明らかになりました。本改正案は、三つの宿題の解決に向けて、ほかの与野党八党とも協力的に協議を重ねて、本改正案の共同提出となりました。しかし、その内容を見ると、本改正案が成立したとしても、まだまだ検討するべき事項が残されていることも事実であります。

以下、三つの宿題ごとに残されている検討事項について述べておきます。

第一に、改正案では、改正法施行後四年が経過すると投票権年齢が自動的に十八歳に引き下げられとなつており、それに対し、八党間の合意により、二年内の選挙権年齢の十八歳への引下げ

において本則から外れたものと承知しております。しかし、そもそも必要最小限度を超える規制は憲法違反であります。本改正案の審議において、参考人から、過度な規制に対し反対する意見が示されております。我が党としては、こうした規制には反対であり、憲法違反を認めるることはできません。

(号) 外

第三に、一般国民投票の拡大について更に検討を加えることが法制化されるとともに、憲法審査会において定期的に議論することが合意されたことも我が民主主義の発展に資するものと言えます。しかし、この点においては、現行法の規定と比べて大幅に進歩したとは言い難く、さらに参考人からは消極的な意見が出るなど、今後十分な議論が必要です。

三つの宿題以外にも、最低投票率の問題等、与野党協議や衆議院の審議においてほとんど議論されていない、検討すべき重要課題も残っております。

現行の国民投票法が成立した際には特別委員会

で十八項目の附帯決議が付きましたが、そのほとんどは未決着であるところ、今回の改正案においては、前回を上回る二十項目の附帯決議が付きました。こうした点からも、本改正案をもつて国民投票に関する全ての問題が解決したとは言えない状況であることがよく分かります。

しかも、今般、國民主権を徹底する国民投票の

環境整備という与野党を超えた努力、すなわち、この法案を多くの委員の皆様と延べ十七時間以上も審議して、最終的に審査会採決をしたにもかかわらず、これとは真っ向から相反する民主主義を

否定するような行為が安倍内閣によって行われて

いるという、極めてゆゆしき政治状況にあります。言うまでもなく、集団的自衛権の行使に関する憲法解釈の変更であります。今の政権は、憲法改正をせずとも、この憲法の根本理念の平和主義を解釈によって変更しようとしております。何のための国民投票なんですか。

先ほどの会長報告にもあつたように、審査会における審議においては、国民投票と解釈改憲の関係について多くの疑惑が提示されました。

五月二十六日に参考人として招致した小林節慶應義塾大学名誉教授は、政府・与党が行おうとしている解釈改憲に対して、こう答弁されました。

ここからは議事録を読みますけれども、「国民の

持ち物の憲法を国民の持ち物によって管理されるべき権力者がひょいと取り上げて、これが憲法だ、おまえたちに下げ渡す、これって持ち主が逆転しちゃつているんじゃないですか。だから、それ

を泥棒だと言つたんで、別の表現としてはハイ

ジャックと言つたんすけれども、その思いは変わらひりありません」と。

つまり、これまで長年にわたる議論の積み重ね

によって確立した政府解釈を、一内閣の判断で変更し、集団的自衛権行使を容認しようとする政

府・与党の動きは、まさに立憲主義に反する、憲

法を憲法でなくす行為であるとの強い非難でありませんか。

国民には一切説明しようとはせず、衆議院議員会館の地下の一室において与党協議をしつつ、最終的にはこの国会で閣議決定しようとしているではありませんか。とんでもない暴挙であります。

この集団的自衛権についても、安倍内閣は、限

定的にだつたら、あるいは必要最小なら認めて

いませんか。

この現憲法下において解釈によって集団的自衛権を容認することについて、安倍総理は私の懇談

会であるいわゆる安保法制懇という組織を立ち上げました。政府はこの組織について、公平にバラ

ンスの取れた人選をしたとしておりますが、どこ

がですか。そもそも、当事者の北岡座長代理でさ

え、首相の私の懇談会だから正統性なんかそもそもあるわけがないと本人がおっしゃつているじゃありませんか。自分の仲間だけ集めて、結論ありきで導き出し、表向きの公式協議は七回と言いつつ、実は何と裏で非公式も八回もやつていてこと

が国会答弁で明らかになりました。

さらに、この報告書が出た五月十五日の三十四分後には、たつた二十分間のNSC四大臣会合。そして、夕方には例の米艦に日本人を乗せた船をパネルに出して記者会見。あのう、この二時間もたつてない間にいつパネルを作つたのですか。私もパネルを作つたことはありますが、とてもじゃないけどできません。それに、五月十六日産経新聞によりますと、そのパネルも、当初の官僚が用意したパネルではなくて、子供や孫に閑わりました。政府の飯島参与がワシントンでの講演での、政教分離原則に関する従来の政府見解が変更を使したいのなら、しっかりと憲法改正の手続を行ふべきではありませんか。そのための国民投票踏むべきではありませんか。そのための国民投票なんですよ。

一昨日、驚くべきニュースが飛び込んでまいりました。政府の飯島参与がワシントンでの講演での、政教分離原則に関する従来の政府見解が変更され得る可能性に言及したとのことです。皆さんも御存じのように、政教分離の解釈については、宗教団体が政治的活動をすることを排除しておられます。宗教団体が政治的活動をすることを排除しておられる趣旨ではないとした上で、憲法が規制対象としているのは国家権力の側で、国家権力がある特定の宗教を擁護したり国民に強制するようなことを禁じておられるのが政教分離原則だとしているのです。

つまり、時の政権が思うがまま、今までの憲法解釈を恣意的にいつでも変えるんだぞという表現を使い出すこと 자체、極めて危険な発想なんですね。

つまり、時の政権が思うがまま、今までの憲法解釈を恣意的にいつでも変えるんだぞという表現を使い出すこと 자체、極めて危険な発想なんですね。そうだとすると、今後、時の政権の都合ではかの条文解釈、たゞて自由に変えられたら、政権が気に入らない国民に対する弾圧を加えることができる、こんな解釈もでき得るというこ

とにじりありませんか。

そもそも、法制局長官は、限定的集団自衛権という概念はあるのかという私の問い合わせに対し、既に

既存のものとしてその限定的な集団的自衛権の行使というものが確立したものとして存在していることではございませんと答えています。要するに、まだ何も確立していない概念を、ちょっとだけ導き出し、表向きの公式協議は七回と言いつつ、実は何と裏で非公式も八回もやつていてこと

が国会答弁で明らかになりました。

さらに、この報告書が出た五月十五日の三十四

機に瀕しています。参議院の皆さん、良識の府としての参議院の矜持を持とうじやありませんか。戦争をするのであれば議員など要らないのです。私たちは、周辺の状況がどうであれ、平和を維持すること、そのために知恵を出すことが我々政治家の務めではありませんか。まさに憲法九条がノーベル平和賞の申込みをノーベル委員会から受理されているわけでございます。こんな喜ばしいことはない。

私が大事にしている言葉に、危険を冒してまで武装するよりも、むしろ平和のために危険を冒すべきであるというのがあります。平和はつと人類生存の問題であり、安全とは他者と共に生きるという自覚の上に成り立つものであります。

場内の参議院議員の皆さん、これから、現行憲法の basic 理念を具現化し、眞の立憲主義を確立すべく、国民とともに憲法対話を進めていこうじやありませんか。そして、戦後、一人も他の兵士を殺していないこの日本が、世界の平和に貢献できることを無数に持っている。そのことを自覚を持つて、その知恵とともにいこうではありませんか。

この決意を改めて申し上げ、私の賛成討論といったします。

○議長(山崎正昭君) 松田公太君。
〔松田公太君登壇、拍手〕
○松田公太君 みんなの党の松田公太です。

みんなの党を代表して、日本国憲法の改正手続きに関する法律の一部を改正する法律案、国民投票法改正案に対し、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今年一月、安倍総理の施政方針演説に対する代

表質問で、私は、国民投票法の改正を実現するとの必要性を訴え、特に二つの点について強調をさせていただきました。

まず一つが、からの日本を担う若者の意見をより国政に反映させるため、選挙権も国民投票権と合わせて十八歳以上にするべきだという点です。

現在、日本は、千兆円を超える借金、年金、医療・介護など、三十年後、五十年後には今より更に深刻になるのが明白な問題を数多く抱えています。これらの問題は、まさにその時代の中心となつてゐる現在の若者たちと一緒に考え、決めていかなければなりません。

十八歳ではまだ若過ぎるという議論もよく聞かれますが、それでは、二十歳は十分に政治のことを理解しているのか、二十五歳はどうなのかといふ話になってしまいます。私は、高校生百人掛けの国会議員というイベントに何度も参加をさせていただいているのですが、十六歳になつたばかりの高校生が、政治について大変詳しく、様々なテーマで立派に話し合っている姿を何度も拝見させていただいております。大切なのは、一定の年齢に達したかどうかよりも、有権者としての意識が備わっているかどうかです。

そのため、政治参加教育が極めて重要になります。私は、今回の改正で十八歳以上に投票権が認められるということをきっかけに、政治参加のための実践的な教育を充実させるべきだと考えております。

例え、中学、高校での模擬投票、実際の国政選挙のときに、各党の公約や政策集を読んで、みんなで議論し、最終的には自分で判断して投票する、そしてそれを本物の投票結果と比べてみる。

このようなシミュレーションを通じて、選挙が、そして政治が身近なものとなり、政治への関心の高まりと投票への動機付けが生まれます。このような教育はほとんどの先進民主主義国家で実施されています。日本でも早い段階から政治参加教育を行なうことが大切です。

また、インターネット選挙運動も解禁となりましたが、若者の政治参加を促す上では、更にネットの力を活用するべきだと思います。みんなの党が以前法案の一つとして提出し、インターネット選挙運動解禁法の附帯決議にも入れていただけまではなつてゐる現在の若者たちと一緒に考え、決めて重視の投票行動につながっていくと考えております。

日本は他国と比較して、政治について家庭内や友人同士で語ったり議論したりする機会が少ないと言われますが、学校やネットでの教育が進むことによって、政治を積極的に話題にする文化が醸成されることも期待できます。そうなれば、世界の趨勢と同じく十八歳に選挙権を与えて、未熟だ、意識レベルが低いといった批判はされなくなりたがいであります。大切なのは、一定の年齢に達したかどうかよりも、有権者としての意識が備わっているかどうかです。

もう一つが、国民投票の対象を憲法改正以外にも広げるべきだという点です。

海外に目を向けてみると、様々な国で憲法改正以外の国民投票が数多く実施されています。例えば、同性婚の可否、国歌の選択、終身刑の廃止、年金制度、ユーロの導入、そして原発の開発等々です。このような国民投票を行つてゐる国では、政治に対する関心が非常に高くなっています。例えば、政府はそれを最大限尊重して、基本エネルギー計画や再生可能エネルギー増加策を講じるというものです。

また、みんなの党は、今週月曜日、新党改革とともに、原発国有化の法案を参議院に提出しましましたが、これは、被害者救済の促進、国の汚染水と廃炉の引受け、経営者、株主、金融機関の応分負担、東電社員のモチベーション向上、そして所有

権分離の実現等を目的としたものであり、重大事故を起こした電力会社の原発と送電網を一時国有化するとしています。本来ならば、我々が提出したこの原発国有化法案も国民の意見を投票で聞いた上で進めていくのが理想です。

首相公選制は、内閣総理大臣が安定的な政治的指導力を發揮するためのものです。小泉首相が辞められた後の自民党政権下では、安倍首相、福田首相、麻生首相と、総選挙も絶えず毎年のように総理大臣が替わり、そして政権交代後の中間選挙でも、鳩山首相の後に菅首相、野田首相と、目まぐるしく替わってしまいました。十年で七人も首相が替わってしまうということが起つてしまつたのです。

国民党は自分たちのトップを勝手に決められたという意識になってしまい、フォロワーシップも低くなってしまいます。現に、御祝儀相場の後は軒並み支持率は下がり、非常に不安定な政権運営をされていました。もちろん、その間は国際社会から信頼も得られなかつたわけです。そのような状況を考えると、やはり首相公選制を導入することとは必要だと考えております。

この制度については、提唱者の中曾根首相や首相公選制の懇談会を立ち上げた小泉首相など、積極的であった自民党幹部もいました。しかし、そなの方々が長期政権となると、なぜか話が立ち消えになってしまいます。むしろ、安定的な政権の下で、将来に不安定な状況をつくらないためにそのような改革を推し進めるべきだと思います。現政権にも是非前向きに検討していただきたいと思つております。

また、みんなの党の基本政策の一つ、地域主権

型道州制については、憲法改正なしで実現する方策もありますが、本質的な改革のためにはやはり憲法改正が必要だと考えております。また、仮に憲法を改正せずに進める場合は国民投票を行なべきです。地域主権型道州制の導入は国の基盤となるプラットフォームを変えるものであり、直接国民の信を問う必要があります。

さて、今回の国民投票法を導入するに当たつて、そのほかにも考え、明確にしなくてはいけないことが幾つかあります。例えば、公務員等の国民投票運動に関する規制や国会法六十八条の三は

果たして憲法全体を自主憲法として変えることを認めているのかなどといった部分です。投票に当たつて、公務員に不当な地位利用があると公正性が失われて公務の信頼も失いかねません。

国民投票は、国民にとって非常に重要な政策を決めるものであり、また実施に八百五十億円以上も掛かることが見込まれることから、やり直しは容易ではありません。そのような観点からも、事前に不正を発生させない仕組みが必要です。

このように、散見される課題を解決するまでは、七年前からの宿題はまだ一〇〇%完成していないと言えるでしょう。

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。
〔投票終了〕

投票総数	二百四十四
賛成	一百二十四
反対	十六

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしました。――これにて投票を終了いたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

〔投票終了〕

す。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○野村哲郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案は、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する措置の改善を図るため、対象

農業者への認定就農者の追加、生産条件不利補正交付金に係る交付基準の変更等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、附則に、政府は、本法律の施行後三年を目途として、農産物に係る収入緩和するための総合的な施策の在り方にについて検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする規定を追加する修正が行われました。

次に、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案は、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定、費用の補助、関係法律の特例等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、島根県において地方公聴会及び現地調査を実施したほか、安倍内閣総理大臣にも出席を求め、質疑を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、戦後農政における新しい農業・農村政策の位置付け、担い手

審査報告書

日本国憲法の改正手続に關する法律の一部を
改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年六月十一日

憲法審査会会長 小坂 翁次
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本国憲法の改正手続に關する法律附則第三条第一項、第十一條及び第十二条の規定により必要な措置を講ずることとされてゐる事項に関し、本法の施行後四年を経過するまでの間憲法改正案に係る国民投票の投票権年齢を満二十年以上とし、本法の施行後速やかに年齢満十八年以上の者が国政選挙に参加することができること等となるよう必要な法制上の措置を講ずるものとするとともに、公務員の政治的行為の制限に関する特例を定め、あわせて裁判官等の国民投票運動を禁止するほか、憲法改正国民投票制度について更に検討を加え、必要な措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

一、本法律の施行に当たり、憲法審査会においては、主権者たる国民がその意思に基づき憲法において国家権力の行使の在り方について定め、日本国憲法を始めとする近代憲法の基本となる考え方である立憲主義に基づいて、徹底的に審議を尽くすこと。

二、本法律の施行に当たり、憲法審査会においては、日本国憲法の定める國民主権、基本的人権の尊重及び恒久平和主義の基本原理に基づいて、徹底的に審議を尽くすこと。

三、本法律の施行に当たり、憲法審査会においては、日本国憲法の定める憲法の最高法規性並びに国民主権及び間接民主制の趣旨にのつとり、立法措置によって可能とことができるかどうかについて、徹底的に審議を尽くすこと。

四、本法律の施行に当たり、政府にあつては、憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈は、このような考え方に基づき、それぞれ論理的な追

五、本法律の施行に当たり、政府においては、前項に基づき、解釈に当たっては、立憲主義及び國民主権の原理に基づき、憲法規範そのものに対する審議で明らかにしているところであり、それを十分に踏まえること。

六、本法律の施行に当たつては、憲法の最高法規性及び国民代表機関たる国会の國權の最高機關としての地位に鑑み、政府にあつては、憲法の解釈を変更しようとするときは、当該解釈の変更の案及び第四項における政府の憲法解釈の考え方による原則への適合性について、国会での審議を十分に踏まえること。

七、選挙権年齢については、民法で定める成年齢に先行して本法律の施行後一年以内を目途に、年齢満十八以上の者が国政選挙等に参加することができることとなるよう、必要な法制上の措置を講ずること。

八、選挙権年齢に係る法制上の措置の検討に際しては、憲法前文において國民主権と間接民主制の原理をともに人類普遍の原理として位置付けていること等を十全に踏まえて取り組むこと。

九、政府は、憲法改正国民投票の投票権を有する者の年齢、選挙権を有する者の年齢、成年年齢等が「満十八年以上」に引き下げられる場合、國民に対する憲法改正手続や国民投票制度について、より一層の周知啓発その他必要な措置を講ずるものとすること。

十、政府は、遅くとも本法律の施行の四年後には年齢満十八以上の者が憲法改正国民投票の投票権を有することとなることに鑑み、学校教育における憲法教育等の充実及び深化を図ること。

十一、政府は、公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の規制について、表現の自由、意見表明の自由、学問の自由、教育の自由等を不当に侵害することとならないよう、ガイドラインを作成する等、禁止される行為と許容される行為を明確化するための必要な措置を講ずること。

十二、公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止規定の違反に対し罰則を設けることの是非については、今後の検討課題とすること。

十三、地方公務員の政治的行為について國家公務員と同様の規制とすることについては、各党の担当部局に引き継ぐこととする。

十四、政府は、本法律の施行に当たり、国民投票

運動を行う公務員に委縮的効果を与えること)とならないよう、配慮を行うこと。

十五、本法律の附則第四項に定める組織により行われる勧誘運動等の公務員による企画等に対する規制の在り方について検討を行う際には、その規制の必要性及び合理性等について十全な検討を行うこと。

十六、国民投票運動が禁止される特定公務員の範囲については、適宜検証を行うこと。

十七、一般的国民投票制度については、本法律の附則第五項の規定を踏まえ、国会の発議手続、国民投票の手続、効力等に關し、憲法審査会において検討し、結論を得るよう努める」と)。

十八、最低投票率制度の意義・是非の検討については、憲法改正国民投票において国民主権を直接行使する主権者の意思を十分かつ正確に反映させる必要があること及び憲法改正の正当性に疑惑が生じないようにすることを念頭に置き、速やかに結論を得るよう努めること。

十九、テレビ・ラジオの有料広告については、公平性を確保するためのメディア関係者の自主的な努力を尊重しつつ、憲法改正案に対する賛成・反対の意見が公平に扱われるよう、その方策の検討を速やかに行うこと。

二十、本附帯決議で新たに付された項目を含め、日本国憲法の改正手続に関する法律制定時の附帯決議については、改めてその趣旨及び内容を十分に踏まえ、各項目を精査し、その実現のために必要な措置を講ずること)。

右決議する。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
平成二十六年五月九日

参議院議長 山崎 正昭殿
衆議院議長 伊吹 文明

れてはいる他の政治的行為を伴う場合は、この限りではない。

第一百一条第一項中「憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為(以下「国民投票運動」という。)」を「国民投票運動」に改める。

第二条第一項中「いう」の下に「第一百条の二に

おいて同じ」を加える。
第一百条の次に次の二条を加える。

(公務員の政治的行為の制限に関する特例)

第一百条の二 公務員(日本銀行の役員(日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第二十六条第一項に規定する役員をいう。)を含み、第一百二条各号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。)は、公務員の政治的目的をもつて行われる政治的行為又は積極的な政治運動若しくは政治活動の実行を尊重しつつ、憲法改正案に対する賛成・反対の意見が公平に扱われるよう、その方策の検討を速やかに行うこと。

二、国民投票広報協議会事務局の職員

三、裁判官

四、検察官

五、国家公安委員会又は都道府県公安委員会若しくは方面公安委員会の委員

六、警察官

附則第三条を次のように改める。

第三条 削除
附則第十一條及び第十二条を削る。

(憲法改正問題についての国民投票制度に関する検討)

5 国は、この法律の施行後速やかに、憲法改正を要する問題及び憲法改正の対象となり得る問題についての国民投票制度に関し、その意義及び必要性について、日本国憲法の採用する間接民主制との整合性の確保その他の観点から更に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

第六条 第二項の規定により禁止されることは、この条において「政治的行為禁止規定」という。(行為)といふ)を禁止する他の法令の規定(以下かかる国民投票の期日までの間、国民投票運動(憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為をいう。以下同じ。)及び

憲法改正に関する意見の表明をすることができない。ただし、政治的行為禁止規定により禁止さ

う。)に係る同法第三条、第二十二条第一項、第三十五条及び第三十六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「満十八年以上」とあるのは、「満二十年以上」とする。

(法制上の措置)

3 国は、この法律の施行後速やかに、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、国民投票の投票権を有する者の年齢と選挙権を有する者の年齢との均衡等を勘案し、公職選挙法(昭和二十九年法律第二百号)、民法(明治二十九年法律第二百九号)その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

4 国は、この法律の施行後速やかに、公務員の政治的中立性及び公務の公正性を確保する等の観点から、国民投票運動に関し、組織により行われる勧誘運動、署名運動及び示威運動の公務員による企画、主宰及び指導並びにこれらに類する行為に対する規制の在り方について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

2 この法律の施行後四年を経過するまでの間にかかるわらず、国会が憲法改正を発議した日から国民投票の期日までの間、国民投票運動(憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為をいう。以下同じ。)及び

その期日がある国民投票(日本国憲法の改正手続に関する法律第一条に規定する国民投票をい

小西 洋之君	小林 正夫君	石井 準一君	長峯 誠君
小見山 幸治君	斎藤 嘉隆君	石井 浩郎君	二之湯 智君
櫻井 充君	芝 博一君	石井みどり君	野上浩太郎君
樺葉賀津也君	田城 郁君	石田 昌宏君	西田 昌司君
田中 直紀君	津田弥太郎君	岩井 昌樹君	野村 哲郎君
徳永 エリ君	那谷屋正義君	宇都 隆史君	福岡 資麿君
直嶋 正行君	長浜 博行君	江島 潔君	橋本 聖子君
難波 瑞二君	西村まさみ君	尾辻 秀久君	藤井 基之君
野田 国義君	羽田雄一郎君	山田 太郎君	古川 俊治君
白 真勲君	浜野 喜史君	渡辺美知太郎君	堀内 恒夫君
林 久美子君	広田 一君	市田 忠義君	牧野たかお君
牧山ひろえ君	藤末 健三君	吉田 忠子君	松村 祥史君
藤田 幸久君	前田 武志君	仁比 晃君	丸川 珠代君
前川 清成君	藤本 増子	大門実紀史君	北川イッセイ君
柳田 稔君	柳澤 光美君	福島みづほ君	森 まさこ君
水岡 俊一君	森本 真治君	吉良よし子君	森 まさこ君
安井美沙子君	前田 武志君	小池 晃君	森 まさこ君
柳田 稔君	藤本 増子	太田 房江君	森 まさこ君
蓮 筋君	柳澤 光美君	岡田 広君	森 まさこ君
荒木 清寛君	柳澤 光美君	金子原二郎君	丸山 和也君
魚住裕一郎君	柳澤 光美君	岸 宏一君	舞立 昇治君
佐々木さやか君	柳澤 光美君	北村 経夫君	坂井 巍君
竹谷とし子君	柳澤 光美君	小泉 昭男君	新平君
長沢 広明君	柳澤 光美君	古賀友一郎君	松山 政司君
西田 実仁君	柳澤 光美君	酒井 庸行君	丸山 和也君
平木 大作君	柳澤 光美君	佐藤 正久君	柳本 卓治君
山口那津男君	柳澤 光美君	島村 大君	宮沢 洋一君
山本 博司君	柳澤 光美君	伊達 忠一君	森 まさこ君
若松 謙維君	柳澤 光美君	高野光二郎君	吉田 博美君
東 徹君	柳澤 光美君	塙田 敬三君	吉田 博美君
片山虎之助君	柳澤 光美君	武見 敬三君	吉田 博美君
川田 小野	矢倉 新妻	中泉 松司君	吉田 博美君
龍平君	横山 信一君	豊田 鶴保	吉田 博美君
アントニオ猪木君	浜田 昌良君	柘植 豊介君	吉田 博美君
小野 次郎君	秀規君	高橋 高階恵美子君	吉田 博美君
川田 克夫君	谷合 正明君	中川 雅治君	吉田 博美君
アントニオ猪木君	柳澤 光美君	中原 八一君	吉田 博美君
赤池 愛知	柳澤 光美君	大久保 勉君	吉田 博美君
治子君 誠章君	柳澤 光美君	大島九州男君	吉田 博美君
井原 青木	柳澤 光美君	大島九州男君	吉田 博美君
巧君 一彦君	柳澤 光美君	大島九州男君	吉田 博美君
二二四名	○名	反対者氏名	反対者氏名
有村 愛知	赤池 愛知	日程第五 日本国憲法の改正手続に關する法律案(衆議院提出)	一部を改正する法律案(衆議院提出)
井原 青木	井原 青木		
巧君 一彦君	清美君		

平成二十六年六月十二日

参議院会議録第三十一号(その二)

投票者氏名

大塚 耕平君	大野 元裕君
加藤 敏幸君	風間 直樹君
金子 洋一君	神本美恵子君
北澤 俊美君	小西 洋之君
小見山 幸治君	小林 正夫君
櫻井 充君	片山虎之助君
櫻葉賀津也君	儀間 光男君
田中 直紀君	東 徹君
徳永 工リ君	若松 謙維君
直嶋 正行君	小野 次郎君
難波 樊二君	川田 龍平君
野田 国義君	寺田 典城君
白 真勲君	清水 貴之君
林 久美子君	山口 那津男君
福山 哲郎君	山本 博司君
牧山ひろえ君	横山 信一君
水岡 俊一君	アントニオ猪木君
安井美沙子君	山本 香苗君
柳田 稔君	横山 信一君
蓮 航君	アントニオ猪木君
荒木 清寛君	山本 香苗君
魚住裕一郎君	山本 香苗君
佐々木さやか君	山本 香苗君
竹谷とし子君	山本 香苗君
長沢 広明君	山本 香苗君
西田 実仁君	山本 香苗君
平木 大作君	山本 香苗君

芝 博一君	大野 元裕君
斎藤 嘉隆君	大野 元裕君
郡司 彰君	大野 元裕君
小林 正夫君	大野 元裕君
櫻井 充君	片山虎之助君
櫻葉賀津也君	儀間 光男君
田中 直紀君	東 徹君
徳永 工リ君	若松 謙維君
直嶋 正行君	小野 次郎君
難波 樊二君	川田 龍平君
野田 国義君	寺田 典城君
白 真勲君	清水 貴之君
林 久美子君	山口 那津男君
福山 哲郎君	山本 博司君
牧山ひろえ君	横山 信一君
水岡 俊一君	アントニオ猪木君
安井美沙子君	山本 香苗君
柳田 稔君	山本 香苗君
蓮 航君	山本 香苗君
荒木 清寛君	山本 香苗君
魚住裕一郎君	山本 香苗君
佐々木さやか君	山本 香苗君
竹谷とし子君	山本 香苗君
長沢 広明君	山本 香苗君
西田 実仁君	山本 香苗君
平木 大作君	山本 香苗君

反対者氏名

一六名

井上 哲士君	日程第六 農業の担い手に対する経営安定のため の交付金の交付に関する法律の一部を改正する法 律案(内閣提出、衆議院送付)
柳澤 光美君	賛成者氏名
柳田 稔君	日程第七 農業の有する多面的機能の發揮の促進 に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
蓮 航君	賛成者氏名
荒木 清寛君	賛成者氏名
魚住裕一郎君	賛成者氏名
佐々木さやか君	賛成者氏名
竹谷とし子君	賛成者氏名
長沢 広明君	賛成者氏名
西田 実仁君	賛成者氏名
平木 大作君	賛成者氏名
矢倉 克夫君	賛成者氏名
新妻 秀規君	賛成者氏名
浜田 昌良君	賛成者氏名
谷合 正明君	賛成者氏名
杉 久武君	賛成者氏名
河野 義博君	賛成者氏名
石川 博崇君	賛成者氏名
秋野 公造君	賛成者氏名
吉川 沙織君	賛成者氏名
柳澤 光美君	賛成者氏名
柳田 稔君	賛成者氏名
蓮 航君	賛成者氏名
荒木 清寛君	賛成者氏名
魚住裕一郎君	賛成者氏名
佐々木さやか君	賛成者氏名
竹谷とし子君	賛成者氏名
長沢 広明君	賛成者氏名
西田 実仁君	賛成者氏名
平木 大作君	賛成者氏名

赤池 誠章君	日程第六 農業の担い手に対する経営安定のため の交付金の交付に関する法律の一部を改正する法 律案(内閣提出、衆議院送付)
有村 治子君	日程第七 農業の有する多面的機能の發揮の促進 に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
石井 準一君	賛成者氏名
石井 正弘君	賛成者氏名
石井 昌宏君	賛成者氏名
石井 浩郎君	賛成者氏名
石井 みどり君	賛成者氏名
石井 治子君	賛成者氏名
石井 勝君	賛成者氏名
石井 勝君	賛成者氏名
岩井 茂樹君	賛成者氏名
岩城 光英君	賛成者氏名
江島 潔君	賛成者氏名
宇都 隆史君	賛成者氏名
江島 潔君	賛成者氏名
尾辻 秀久君	賛成者氏名
太田 房江君	賛成者氏名
岡田 広君	賛成者氏名
岸 宏一君	賛成者氏名
北村 純夫君	賛成者氏名
小泉 昭男君	賛成者氏名
古賀友一郎君	賛成者氏名
鴻池 祥肇君	賛成者氏名
佐藤 正久君	賛成者氏名
酒井 庸行君	賛成者氏名
島尻安伊子君	賛成者氏名
島村 大君	賛成者氏名
世耕 弘成君	賛成者氏名
関口 昌一君	賛成者氏名
末松 信介君	賛成者氏名
渡辺 猛之君	賛成者氏名
伊達 忠一君	賛成者氏名
高野光一郎君	賛成者氏名
高橋 克法君	賛成者氏名
滝沢 求君	賛成者氏名
滝沢 宏文君	賛成者氏名
豊田 俊郎君	賛成者氏名
鶴保 康介君	賛成者氏名
中曾根弘文君	賛成者氏名
中原 八一君	賛成者氏名
長峯 誠君	賛成者氏名
二之湯 智君	賛成者氏名
野上浩太郎君	賛成者氏名
羽生田 俊君	賛成者氏名
野村 哲郎君	賛成者氏名
長谷川 岳君	賛成者氏名
西田 昌司君	賛成者氏名
野村 哲郎君	賛成者氏名
長谷川 岳君	賛成者氏名
西田 昌司君	賛成者氏名
馬場 成志君	賛成者氏名
福岡 資麿君	賛成者氏名
藤川 政人君	賛成者氏名
藤川 政人君	賛成者氏名
堀井 巍君	賛成者氏名
堀内 恒夫君	賛成者氏名
橋本 聖子君	賛成者氏名
藤井 基之君	賛成者氏名
古川 俊治君	賛成者氏名
古川 俊治君	賛成者氏名
丸川 祥史君	賛成者氏名
丸川 祥史君	賛成者氏名
三木 珠代君	賛成者氏名
三木 珠代君	賛成者氏名
三宅 伸吾君	賛成者氏名
三原じゅん子君	賛成者氏名
水落 敏栄君	賛成者氏名
宮沢 洋一君	賛成者氏名
森 まさこ君	賛成者氏名
森 まさこ君	賛成者氏名
三宅 伸吾君	賛成者氏名
溝手 顕正君	賛成者氏名
宮本 周司君	賛成者氏名
森 宏君	賛成者氏名
山崎 亨君	賛成者氏名
山崎 亨君	賛成者氏名
柳本 卓治君	賛成者氏名
柳本 卓治君	賛成者氏名
山下 雄平君	賛成者氏名
山下 雄平君	賛成者氏名
山本 俊男君	賛成者氏名
山本 俊男君	賛成者氏名
吉川 ゆうみ君	賛成者氏名
若林 健太君	賛成者氏名
脇 雅史君	賛成者氏名